差別事例分析表

1「障がいを理由とした差別的取扱い（※正当な理由に基づく場合でないもの）」と考えられる募集事例

（１）本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと

教育分野

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例 42】校外での学校の行事は外される。(12歳／女性／東区)	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③教育関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する	差別の禁止（第７条　行政機関等の不当な差別的取扱いを禁止／第8条　事業者の不当な差別的取扱いを禁止） 周知啓発（第 15 条　啓発活動の推進） 環境整備（第５条　行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の改善・関係職員に対する研修等の環境整備に努める）	差別の禁止(第2条　「不利益取扱い」等を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を分野別に具体的に定める／第8条　差別の禁止） 周知啓発(第4条　県は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する／第６条　県民は、障がいのある人に対する理解を深めるよう努める）	差別の禁止(第20条　道及び道民は、差別や「不利益な扱い」をしてはならない） 周知啓発（第６条　道民等は、障がい等に対する理解を深める／第10条　道は､障がい等に対する理解を深めるよう、普及啓発等, 必要な措置を講ずる）	差別の禁止（第２条　差別をすること等を、「不利益な取扱い」と定義／第7条　不利益な取扱いの禁止） 周知啓発(第4条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する／第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める） 研修（第 10 条　県は、全職員が障がいについての知識等を深めるために必要な措置を講ずるよう努める） 教育（第 12 条　県は、障がいのある人がない人と共に学び、必要な教育を受けれるよう、教育支援体制の整備に努める	差別の禁止(第2条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定義／第9条　差別の禁止） 周知啓発（第５条　市民及び事業者は、障がい者に対する理解を深める） 研修（第 29 条　市及び市立学校は、教職員が障がい者に対する理解を深めるための必要な措置を講じる） 教育（第 29 条　市及び市立学校は、障がい者が生活する地域で必要な教育を受けれるよう必要な措置を講じるよう努める）	差別の禁止（第８条　不利益取扱いの禁止について、分野別に具体的に定める） 周知啓発（第６条　県民は、障がい者に対する理解を深める／第 21 条　県は、障がい者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等, 必要な措置を講ずる）	差別の禁止（第６条　差別の禁止） 周知啓発(第4条　市は、障がい等への理解を広げるための施策を実施する責務を有する／第 5 条　市民等は、障がい等への理解を深める／第8条　市は、障がい等への理解を深めるよう必要な措置を講じる） 研修（第８条　市は、全職員が障がい等に関する理解を深めるための必要な措置を講じる） 教育（第 12 条　市は、障がい者である児童等が、その特性を踏まえた教育を受けれるよう必要な措置を講じるよう努める）
		事後対応策	①相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	相談・紛争(第 14 条　国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争解決の体制の整備を図る）	相談（第 14～19 条　地域相談員・広域専門指導員） 紛争解決（第 20～28 条　障がい者差別に係る紛争解決のための手続(助言・あっせん・勧告)）	紛争解決（第 41～48 条　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(指導・勧告・公表)）	相談（第 15 条　県が相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずる）	紛争解決（第 10～15 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告・公表、権利擁護委員会)）	相談（第 11～15 条　不利益取扱い等に関する相談） 紛争解決(第 16～20 条・第 22 条　不利益取扱い等に該当する事案解決の仕組み(助言・あっせん・勧告・公表、調整委員会)）	相談（第 15 条　差別に対する相談・助言等／第 16 条　相談員） 紛争解決（第 17～21 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告、調整委員会)）

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
肢体不自由	【事例 1】小学校時(約 20 年前)、入学式から親がそばに居ないと駄目な状態だったのに、椅子も用意してもらえず、授業もひとり教室に置かれた。(30 歳／男性／中央区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
内部機能	【事例 46】中学の部活の入部を断られた。(22 歳／女性／西区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 1】小学校時(約 20 年前)、入学式から親がそばに居ないと駄目な状態だったのに、椅子も用意してもらえず、授業もひとり教室に置かれた。(知的／30 歳／男性／中央区)【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 43】先生達が、子供の事を考えず、回りばかり気にして市の音楽会に出してもらえない事があり、教育委員会に話して出席できる様にしてもらった。(18 歳／男性／北区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 12】小学 6 年生(特別支援学級）修学旅行は、参加させてもらえなかった。(37 歳／男性／北区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
知的	【事例 25】年少時に幼稚園をやめさせられた。（6 歳／男性／東区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 30】小学校に行っている時に交流学級へ出かけていると、クラス担任の対応が余計な事が増えるような態度や言動で傷つくことがある。6 年生の修学旅行の時に〇〇が同行する事を強く求められ参加しました。(14 歳／男性／秋葉区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 9】定員内であるにも関わらず、高校受験で不合格にされ続けた。(27 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 46】中学の部活の入部を断られた。(22 歳／女性／西区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 12】小学 6 年生（特別支援学級）修学旅行は、参加させてもらえなかった。(37 歳／男性／北区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
発達障がい	【事例 25】年少時に幼稚園をやめさせられた。（6 歳／男性／東区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 35】中学入学の際、普通学級を希望した時、当時の教頭に何か、問題がおきたら、自己責任で、と言われた。（15 歳／男性／中央区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 40】中学校で特別支援学級に在籍しても、まったく担任から見放され、「あなたは見れません」とはっきり言われ、校長にも「あなたのおかげで仕事ができない」と言われた。（14 歳／男性／南区）	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
発達障がい	【事例 43】先生達が、子供の事を考えず、回りばかり気にして市の音楽会に出してもらえない事があり、教育委員会に話して出席できる様にしてもらった。（18 歳／男性／北区）【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
記載なし	【事例 6】学校でのバカ扱い。勉強させない。	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
記載なし	【事例 7】試験には合格しているが、学内にいる間、大学が求めている介助体制が取れるかどうか、その返事をもらうまで入学の決定については預かりおくとの考えが伝えられた。最終的にこの受験者は、他の私立大学への進学を選んだ。	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

（２）本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学する学校を決定すること

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
肢体不自由	【事例 3】小学校時(約 20 年前)、校長が教育委員会へ行き、特別支援学級のある学校へ行けと追い出されてしまった。(30 歳／男性／中央区)	未然防止策	同上の他、④本人又はその保護者への意見聴取や適切なな説明を行う	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 31】普通学校の入学を希望したが、受け入れてもらえなかった。(12 歳／女性／江南区)	未然防止策	同上の他、④本人又はその保護者への意見聴取や適切なな説明を行う	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 3】小学校時(約 20 年前)、校長が教育委員会へ行き、特別支援学級のある学校へ行けと追い出されてしまった。(30 歳／男性／中央区)【再】	未然防止策	同上の他、④本人又はその保護者への意見聴取や適切なな説明を行う	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

※正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

- 障がいのある児童生徒の生命や身体の保護のために、やむを得ない必要があると認められる場合。
  （例）　心臓障がいのある児童本人が学校登山への参加を希望したが、医師の意見も聞いた上で登山は困難と判断した場合。
- 学校が合理的配慮を行ってもなお障がい者の教育目的を達成できない場合。
- 保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合。
- 保護者からの願い出に基づき、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由により就学困難と認められるため、就学義務が猶予又は免除された場合。

２「合理的配慮の不提供（※お金や当直の負担が過度にかかりすぎないもの）」と考えられる募集事例

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例 16】学校での授業（黒板が見えない）（34歳／男性／中央区）	未然防止策	①条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③教育関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④教育関係者が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う	「合理的配慮の不提供」の禁止（第７条　行政機関等は、合理的な配慮をしなければならない／第8条　事業者は、合理的な配慮をするように努める） 周知啓発（第 15 条　啓発活動の推進） 環境整備（第５条　行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の改善・関係職員に対する研修等の環境整備に努める）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第２条　「合理的配慮の不提供」等を、「差別」と定義／第８条　差別の禁止） 周知啓発(第４条　県は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を策定し、実施する／第６条　県民は、障がいのある人に対する理解を深めるよう努める）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第 20 条　道及び道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努める） 周知啓発（第６条　道民等は、障がい等に対する理解を深める／第10条　道は､障がい等に対する理解を深めるよう、普及啓発等､必要な措置を講ずる）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第２条　「合理的配慮の不提供」等を､「不利益な取扱い」と定義／第７条　不利益な取扱いの禁止） 周知啓発(第４条　県は、障がいについての理解の促進等に関する施策を策定し、実施する／第 6 条　県民等は、障がいについての理解を深める） 研修（第 10 条　県は、全ての職員が障がいについての知識等を深めるために必要な措置を講ずるよう努める） 教育（第 12 条　県は、障がいのある人がない人と共に学び、必要な教育を受けれるよう、教育支援体制の整備に努める	「合理的配慮の不提供」の禁止（第２条　「差別」となる行為について、分野別に具体的に定義（合理的配慮に基づく措置の不提供含む）／第９条　差別の禁止） 周知啓発（第５条　市民及び事業者は、障がい者に対する理解を深める） 研修（第 29 条　市及び市立学校は、教職員が障がい者に対する理解を深めるための必要な措置を講じる） 教育（第 29 条　市及び市立学校は、障がい者が生活する地域で必要な教育を受けれるよう必要な措置を講じるよう努める）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第９条　社会的障壁の除去のための合理的配慮がなされなければならない） 周知啓発（第６条　県民は、障がい者に対する理解を深める／第 21 条　県は、障がい者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進等､必要な措置を講ずる）	「合理的配慮の不提供」の禁止（第７条　市、市民、事業者は、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮に努めるものと､分野別に定める） 周知啓発(第４条　市は、障がい等への理解を広げるための施策を実施する責務を有する／第 5 条　市民等は、障がい等への理解を深める／第8条　市は、障がい等への理解を深めるよう必要な措置を講じる） 研修（第８条　市は、全職員が障がい等に関する理解を深めるための必要な措置を講じる） 教育（第 12 条　市は、障がい児等が、その特性を踏まえた教育を受けれるよう必要な措置を講じるよう努める）
		事後対応策	①相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	相談・紛争(第 14 条　国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争解決の体制の整備を図る）	相談（第 14～19 条　地域相談員・広域専門指導員） 紛争解決（第 20～28 条　障がい者差別に係る紛争解決のための手続(助言・あっせん・勧告)）	紛争解決（第 41～48 条　障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(指導･勧告･公表)）	相談（第 15 条　県が相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずる）	紛争解決（第 10～15 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告・公表、権利擁護委員会)）	相談（第 11～15 条　不利益取扱い等に関する相談） 紛争解決(第 16～20 条・第 22 条　不利益取扱い等に該当する事案解決の仕組み(助言・あっせん･勧告･公表、調整委員会)）	相談（第 15 条　差別に対する相談・助言等／第 16 条　相談員） 紛争解決（第 17～21 条　障がい者差別に係る紛争解決の仕組み(助言・あっせん・勧告、調整委員会)）

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
肢体不自由	【事例 18】今、中 3 なのですが、一般校の普通科の高校にエレベーターなどが無いため、受け入れられないとの事。(14 歳／女性／東区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
肢体不自由	【事例 20】小学校入学の為見学に行ったら、給食を 2 階まで運ぶエレベーターがあり、自分は車イス利用しているので、このエレベーターで 2 階へ移動したいと言ったら、「衛生上よくない。」と当時の学校長に言われた。(13 歳／男性／南区)	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
知的	【事例 20】小学校入学の為見学に行ったら、給食を 2 階まで運ぶエレベーターがあり、自分は車イス利用しているので、このエレベーターで 2 階へ移動したいと言ったら、「衛生上よくない。」と当時の学校長に言われた。(13 歳／男性／南区)【再】	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
記載なし	【事例 8】中学までは地元の学校の通常学級に通っていた障がいのある生徒が、高校進学にあたって、希望する学校がありながらも、成績上の理由ではなく、義務教育と違い、介助員が配置されないことを理由に、特別支援学校への進学を選ばざるを得ないケースがある。また特別支援学校ではカリキュラムの関係で、大学進学を考えた場合、工学部の受験は非常に難しくなる。	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

３「その他」の募集事例

（１）制度の改善に関する意見

【事例 19】「介助員の人数を増やして欲しい。」とお願いしても、「子供の人数によって介助員の人数が決められているため無理。」と言われた。子供の人数?　軽度の子が 5 人と重度の子が 5 人…。それでも、同じ人数の介助員というのは、おかしい!!（知的、発達障がい／15 歳／男性／西蒲区）

【事例 27】就学前検診の時期に、すでにある学校へ進むことが決定していたのに、「規則だから」必ず受ける様に言われ、肢体不自由なうえ、学校へ行くのもやっとだったというのに学校→開業医→学校と移動を強いられ、とてもとても大変な思いと嫌な思いをした。（知的、肢体不自由／9 歳／男性／秋葉区）

【事例 36】教育の現場では「特別支援」とは名ばかりで、実際は昔と変わっていません。空時間（担任不在等）は図書室で絵本を見ているか。パソコンで遊ばせている状態で、良い所を伸ばそうという意識に欠けているように思います。（知的／11 歳／男性／中央区）

【事例 52】医療的ケアを教育の一環として考えてもらえない。（知的、視覚、肢体不自由／10 歳／女性／江南区）

（２）障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

【事例 21】勉強は普通にできて、環境の変化には適応できないので、友達からは「グズグズしている」「早くやればいいじゃん」と言われ、教師から「力があるのにやろうとしない」と言われ、嫌な思いをすることがあります。（発達障がい／14 歳／男性／西区）

【事例 24】障がいに対する認識不足からか、学校生活で何か問題が起きた時、我が子のことが疑われることが多くあった。（知的、発達障がい／14 歳／男性／中央区）

【事例 39】特別支援学級から交流学級へ授業を受けに行った時、「病気なんでしょ。」と言われ、あまり関わってくれない。誰も話しかけてくれない。（発達障がい／13 歳／女性／中央区）

【事例 47】小・中学校のころ、知的障がいと分かってもらえず、いじめられていた。（肢体不自由、知的、発達障がい／36 歳／女性／北区）

（３）その他

【事例 2】小学校時(約 20 年前)、他のクラスメートの鉢が無くなったからという理由で、我が子(障がい者)の鉢を、先生が勝手にあげてしまった。（肢体不自由、知的／30 歳／男性／中央区）

【事例 4】普通の人との差が激しい。

【事例 5】子どもに障がい（知的）があると、その母親に対しても、バカにした態度で接してくる教師がいた。学校において、「やめてもらい」という様な言葉を発せられると、親は辛いです。（知的・発達障がい・難病／39 歳／男性／中央区）

【事例 10】教育が出来なかった。（地域で）（知的、発達障がい／39 歳／女性／西区）

【事例 11】教育に関して教えてやっている、見てやっているの学校側の差別があった。（知的／女性）

【事例 13】教育の権利があっても、行きたくても、行けなかった。（肢体不自由／58 歳／男性／北区）

【事例 13】受け入れてくれる幼稚園が少なかった。（知的、発達障がい／22 歳／男性／西区）

【事例 15】義務教育の時、家族が、支援学校をよく知らなくて、普通の学校に学びました。（知的／38 歳／女性／中央区）

【事例 17】いじめ（聴覚・平衡機能、精神／33 歳／女性／江南区）

【事例 22】小学校に入学するのに、相談など、健常の子供さんに比べて、親が動かざるを得ない事が多かった。（知的／6 歳／女性／江南区）

【事例 23】地元の学校に行けなかった。（肢体不自由／11 歳／男性／南区）

【事例 28】来年、就学ですが、学区の小学校(特別支援学級あり)に移動を理由に、学校見学の時から否定的な事を言われ、本人を見てからは就学委員会の判定に従って下さいと言われた。（知的、発達障がい／6 歳／男性／西区）

【事例 32】小学校では普通学級に入りました。健常者との生活では、体の病気で歩く事が困難なのに、階段で手すりを使う事が許されなかった。（肢体不自由／13 歳／男性／西蒲区）

【事例 33】特別支援学級で英・国・数を習っていますが、それ以外は、普通学級で習っていますが、友達との会話やふれあいで、一人でいる事が、多いと聞いています。(知的／53 歳／男性／江南区）

【事例 34】小・中学校の先生方に理解がない方がいる。（知的、発達障がい／14 歳／男性／東区）

【事例 38】現在通学中の学校の先生方は、障がいを分かっており配慮してくれているが、本人の気持ちに共感してもらえないため、差別ではないが、理解者がいないという困り感がある。（発達障がい／13 歳／男性／中央区）

【事例 41】教育現場で、未だに発達障がいへの理解がなされていないと感じています。また、プライバシーの保護についても、不十分と感じています。（発達障がい／12 歳／男性）

【事例 43】教師が全然障がいを理解していない人が多い！（知的、発達障がい／18 歳／男性／北区）

【事例 44】小学校・中学校・高校と、いじめがずっとありました。（肢体不自由／22 歳／男性／東区）

【事例 45】ある会社で体験仕事をした時、卒業間近の生徒を優先させてと言われて……就職が出来なかった。（精神、発達障がい／32 歳／男性／西区）

【事例 46】修学旅行の事前パンフレットや卒業アルバムに「□□組（特別支援学級）」がクラスごと掲載されなかった。（内部機能、知的／22 歳／女性／西区）

【事例 48】小学校のときにいじめられた。（肢体不自由／48 歳／女性／東区）

【事例 49】学校生活（中学校時代）でのからかいや無視。（精神／30 歳／女性／秋葉区）

【事例 50】教育…いじめ。理解力不足のため、いい加減に扱われる。（聴覚・平衡機能、精神／33 歳／女性／江南区）

【事例 51】通学先の学校にて、「バカ」「アホ」「へんな子」などの言葉を子供達から受けた。（知的、発達障がい／12 歳／女性／西区）

【事例 53】先生に叩かれた。（発達障がい／12 歳／男）

【事例 54】中学校でのいじめ（発達障がい／13 歳／女／中央区）